

# 安倍氏 9条無視の暴論

## 「軍事中枢を狙え」発言

根本が揺らぐ

さらなる増額

し、ウクライナ危機に乗じて「力の論理」を振り回す安倍氏だ、もはや憲法の制約など全く見えないかのようです。

自民党の安倍晋三元首相は「敵基地攻撃」論について、「基地に限定する必要がある。中核を攻撃するべきだ」(3月、山口市)と発言しました。同氏は2月27日のフジテレビ系番組では「敵基地攻撃」という言葉にこだわらない方がいい。いわば軍事中枢自体を狙って、軍事をつかさどるインフラを破壊していく、基地である必要は全然ありません」と述べています。これは「専守防衛」については憲法の条自体を全く無視した暴論です。

ところが、「基地でなくよい」ということになれば、専守防衛の例外として「やむを得ない」とされた根本が揺らぎます。

「可能」とされてきたもの。本来、わが国に対する攻撃を排除するための「実力行使」は、日本の領域内にとどまり、他国領域には及びえないとされたこと、いわば「例外」とされているものです。相手国の基地そのものをたたく以外はないという、やむを得ない軍事的必要性から認め得るとされたもので、針の穴を通すような議論です。

安倍氏の「基地に限定せず、軍事中枢をただけ」という発言は、「敵基地攻撃」論の本質をあらわすもので、政府組織、国家元首(最高指揮官)の關係諸機関をも攻撃対象とせよということも、ロシアのプーチン大統領がウクライナに対して行っている戦争行為と違いはなく、憲法9条と全く相いれませぬ。

安倍氏はいく「打撃力」の確保のため、軍事費も天井知らずに増額させる意図が明らかです。そうならば生活関連予算への大きなしわ寄せとなることも避けられませぬ。(中相貞一)

もともとの「敵基地攻

を適すような議論です。

安倍法制で憲法を破壊

れませぬ。(中相貞一)